

with NAIL

ネイルに関わるすべての方とともに
新たなる発展のステージへ

日本ネイリスト協会(略称JNA)は
ネイル産業の健全な発展をめざして1985年に設立され、
今やトータルビューティーの一部として欠かせないものとなった
ネイルの発展のために努めてまいりました。
今後も社会から信頼される組織として
ネイルに関わるすべての方々と手を取り合い、
さらなるステップアップをめざして取り組んでまいります。

Member's Guide



〒100-0014 東京都千代田区永田町2-14-3 赤坂東急ビル5F
TEL.03-3500-1580 FAX.03-3500-1608

<http://www.nail.or.jp>

jna

入会のご案内

日本ネイリスト協会 (JAPAN NAILIST ASSOCIATION) はプロ・ネイリストをはじめ、ネイルに関わるあらゆる方たちとともに、日本のネイルの発展のために活動しているNPO法人です。ネイルに関心がある皆さまのご入会を心よりお待ちしております。

協会の目的

1 ネイルに関する技能講習や資格認定などを通じてネイリストの技能の向上を図る。

2 誰もがネイルを安心して楽しめるように、社会性、公益性、消費者保護の観点から適切な情報提供を行う。

3 上記の活動を通じて、広くネイル文化の健全な普及と発展に寄与する。

協会の活動内容

■ 認定システム

日本のネイル産業の健全な発展のために、「認定校」「認定講師」「登録サロン」などの制度を設け、広く訴求しています。

■ 教育普及

ネイリストの正しい技術と知識の向上を目的として、技術基準の策定やネイルの理論及び技術体系に関する各種の研究・開発を行っています。

■ イベント・フォーラム

「ネイルエキスポ」などのイベントやフォーラムを通じて、ネイルビジネスの最新情報を公開し産業界及びユーザーへ訴求しています。

■ コンペティション

ネイリストの技術を競う全国規模のコンテストを開催し、技術の向上を図るとともに、成績優秀者を国際大会へ派遣しています。

■ セミナー

ネイル技術の基本から応用まで、また皮膚学や香粧品学などネイリストとして必要な理論の各種セミナーを全国で行っています。

■ パブリケーション

ネイル技術・理論のテキストや作品集などの単行本、ビデオ教材、及び会報誌やWEB等のメディアを活用した広報活動を行っています。

■ 国際交流

世界各地で開催される「トレードショー」、「コンペティション」などへの研修ツアーを実施するなど、国際的な交流を深めています。

個人会員

対象

- ネイリスト、及びネイリストをめざす方
- 美容産業に従事されている方
- ネイルに関心を持つ一般の方

特典

- 1 情報満載の会報誌「ネイティフル」(年6回発行)を無料でお届け。
- 2 「ネイルエキスポ」「ネイルフェスティバル」に無料でペアご招待。
- 3 主催・協賛コンペティションに会員料金で出場できます。
- 4 全国で行われる主催セミナーに会員料金で参加できます。
- 5 海外研修ツアーに会員料金で参加できます。
- 6 会員限定の法律相談・技術相談などができます。
- 7 全国のJNA登録サロンで特別サービスが受けられます。

会員種別及び会費

会員証は会員特別サービスを受ける際に必要となります



【正会員】

- 上記会員特典を受けられます
- 会員総会での議決権があります
- 認定講師資格試験の申請資格があります

入会金：¥10,000
年会費：¥12,000

※年会費は前納(4月～翌年3月分)。※入会時期が10月～3月の場合は半額(¥6,000)となります。



【一般会員】

- 上記会員特典を受けられます
- 会員総会での議決権がありません
- 認定講師資格試験の申請資格がありません

入会金：無料
年会費：¥6,000

※年会費は前納(4月～翌年3月分)。※入会時期が10月～3月の場合は半額(¥3,000)となります。

※一般会員として入会した後、正会員への移行を希望される方は、入会金¥10,000と年会費差額分を納入していただくことにより移行することができます。

<入会申込方法>

1. 「入会申込書」に必要事項を記入してください。
※入会申込書は協会ホームページ (<http://www.nail.or.jp>) からプリントアウトできます。
2. 「入会金」、「初年度の年会費」、「入会申込書」を現金書留にて事務局まで郵送してください。※一般会員にお申し込みの方は入会金不要です。
3. 事務局に入会申込書が到着してから約2週間、「会員証」をお届けいたします。

※法人会員資格もごあります。ご希望の方は協会事務局までお問い合わせください。

【NPO法人 日本ネイリスト協会 会員規程】

(目的) 第1条 この規程はNPO法人日本ネイリスト協会(以下協会という。)定款第6条に規定する会員について必要な事項を定める。

(会員) 第2条 協会の目的に賛同し、入会し協会の活動を支援する者を会員とする。会員は下記4種とし、正会員は特定非営利活動法上の社員とする。

- (1) 正会員 総会で議決権を有する法人・団体及び個人。
- (2) 賛助会員 総会で議決権を有しない法人・団体。
- (3) 一般会員 総会で議決権を有しない個人。
- (4) 名誉会員 協会活動等に関して功労があった法人・団体及び個人。理事が推薦し、理事会で承認されなければならない。ただし、総会での議決権は有しない。

(入会及び入会金) 第3条 会員として入会しようとする者は、協会の定める入会申込書を協会に提出し、入会金を納入しなければならない。入会金は、会費規程に従う。名誉会員については入会金の納入を要しない。

(入会の不承認) 第4条 入会申込をした者が以下の何れかの項目に該当する場合、その者の入会を承認しないことがある。

- (1) 過去に本規程違反等で除名処分を受けたことがある場合。
- (2) 入会申し込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがある場合。

(法人会員) 第5条 第2条に定める正会員・賛助会員のうち、法人または団体である者については、別に定める法人会員・賛助会員細則に従い、法人代表会員の登録を行う。

2 法人代表会員の地位と権利・義務等については、前項で記述した細則に従う。

(義務) 第6条 会員は協会の目的を遵守し、協会の活動を支援しなければならない。

2 会員は毎年、会費を納入しなくてはならない。会費は会費規程に従う。

ただし、名誉会員については会費の納入を要しない。

3 会員は住所・氏名(法人・団体の名称)、や登録内容に変更が生じた場合、ただちに協会へ届け出なければならない。

(権利・義務の始期) 第7条 会員としての権利は、前項の入会金及び会費の納入が完了したときに発生するものとする。総会への参加及び総会での議決権の行使については、毎年3月31日時点で正会員である者のみが権利を行使できるものとする。

(会員譲渡の禁止) 第8条 会員として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させたり、売買、担保の設定等に供する等の一切の処分行為はできないものとする。

(私的利用の範囲外の利用禁止) 第9条 会員は、協会が承認した場合を除き、協会を通じて入手したいかなる情報をも複製、販売、出版、送信、放送、工業所有権の範囲その他私的利用の範囲を越えて使用することはできず、また、第三者をして使用させることはできない。

(会員資格の喪失) 第10条 会員は次の各号に該当するときは、資格を喪失する。

- (1) 協会に所定の退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 法人または団体の会員の場合、その法人または団体が消滅したとき。ただし、合併・組織変更の場合においては資格の継承を認める場合がある。この場合は法人会員・賛助会員細則に従う。
- (4) 所定の会費を継続して1年間に渡り滞納が生じたとき。

(入会金及び会費の返還) 第11条 定款に定める、退会・資格の喪失・除名等のいかなる事由であっても、既に納入した入会金、会費は一切返還しない。

(再入会) 第12条 第10条により資格を喪失した者が再入会を希望し、協会がそれを認めたときは、再入会が認められる。

2 再入会に際しては、所定の入会金・会費を改めて納入しなければならない。

(除名) 第13条 会員が定款や本規程の条項等に違反したとき、または協会に損害を与えたとき、または会員としてあるまじき行為があったと認められるとき、協会は理事会の議決により会員を除名することができる。

【NPO法人 日本ネイリスト協会 会費規程】

1. NPO法人日本ネイリスト協会(以下「協会」という。)の会員の入会金及び毎年の会費は次のとおりとする。

- 1) 正会員(法人)・・・入会金100,000円/年会費120,000円
- 2) 正会員(個人)・・・入会金10,000円/年会費12,000円
- 3) 賛助会員(法人)・・・入会金10,000円/年会費60,000円
- 4) 一般会員(個人)・・・入会金無料/年会費6,000円

2. 名誉会員は入会金・年会費は無料とする。

3. 入会時に納入すべき入会金と会費は、入会申し込み時に納入しなければならない。

4. 当該年度の10月以降において入会申し込みをした会員が納付する初年度の年会費の額は、第1項にかかわらず年会費の1/2とする。

5. 2年目以降の会費の納入は、各年度の3月までに納入するものとする。

6. 本規程は、総会の承認を経て、改定することができる。